

# 生活困窮者自立支援制度の概要

資料7

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円  
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点) 国費3/4)

#### 〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能  
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

#### 〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

### ◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

### ◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

### ◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

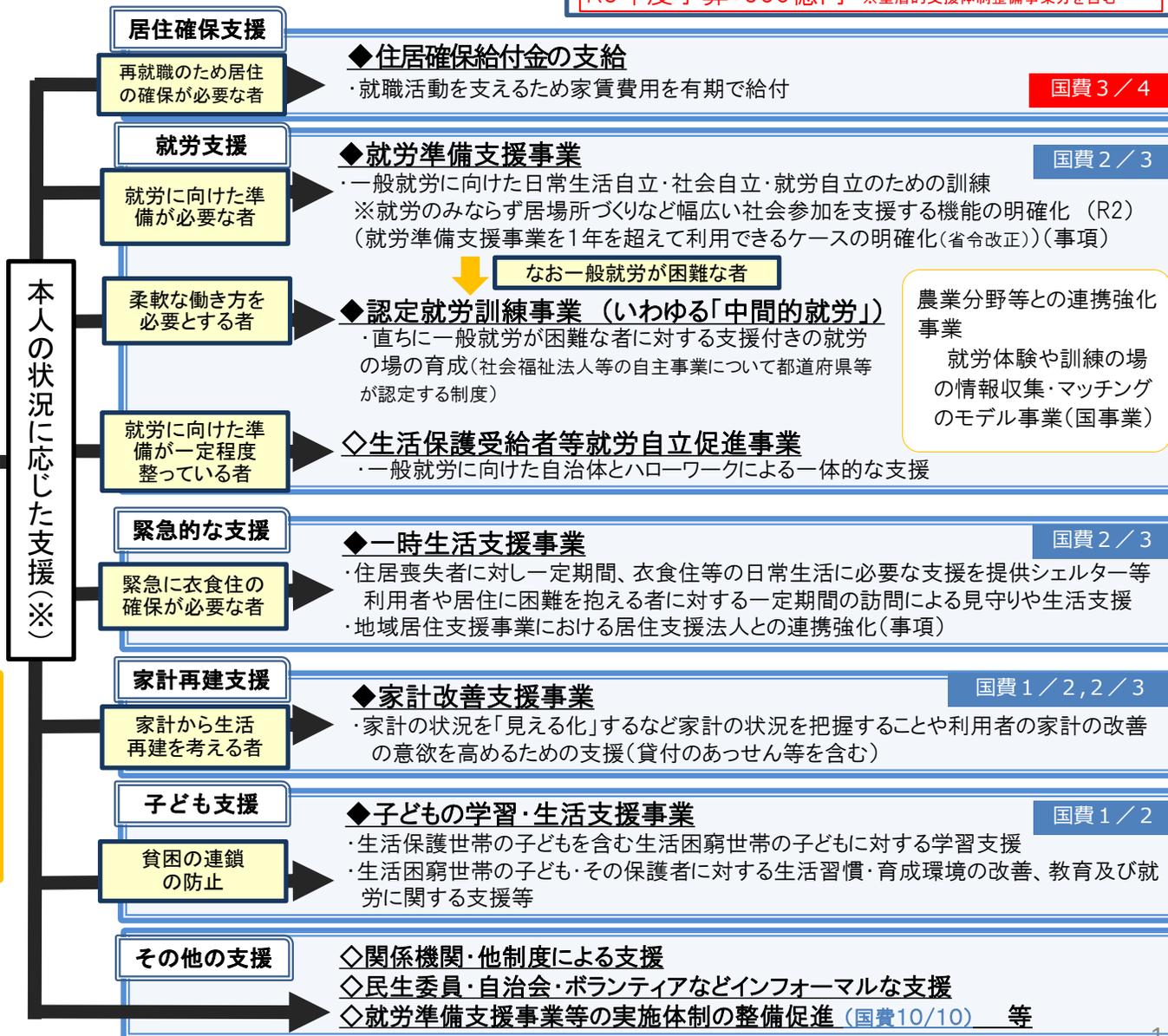
・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

### ◇都道府県による企業開拓

国費10/10

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



本マニュアルは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う事務や関係様式について取りまとめたもの。

## （第2 総論 4 対象者の捉え方及びその把握・アウトリーチ）

（前略）こうした生活困窮者自立支援の実践も踏まえ、改正（生活困窮者自立支援）法により、生活困窮者の定義の明確化が図られ、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」が入念的に明示された。（中略）また、この改正も踏まえ、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど、対象者を狭くとらえるという抑制的な運用とならないよう留意されたい。例えば、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県からの避難者についても、避難生活が長期化するとともに自立した生活の再建が進められている中で、その抱える課題も個別化・複雑化していることから、法の対象者となり得るものであり、そうした方も含め、関係機関との連携も図りながら支援を行っていくことが重要である。（後略）

# 住居確保給付金

## 目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図る。
- 令和2年4月に省令を改正し、休業等により就業機会が減少し、離職等と同程度の状況にある者を支給対象とした。

## 住居確保給付金の概要

### ➤ 支給対象者

- ①申請日において、離職等後2年以内の者、又は
  - ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
- 上記①の場合、離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- 上記②の場合、申請日の属する月に世帯の生計を主として維持していること
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

### ➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。  
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。  
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③求職活動等要件：公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 等

### ➤ 支給額

家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円）

### ➤ 支給期間 原則3か月間（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

## 期待される効果



- 有期の代理納付（原則）という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

# 子どもの学習・生活支援事業について

## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成31年4月1日施行）において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## ＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

### 親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

## 子どもの学習・生活支援事業

### 学習支援

（高校中退防止の取組を含む）

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



### 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



### 教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）

